

午後 1 時 00 分開議

横田 誠二委員の質疑及び答弁

井上副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

横田委員。あなたの持ち時間は60分であります。

横田委員 自由民主党富山県議会議員会の横田です。質問の機会を賜り、ありがとうございます。

早速、新年度当初及び補正予算を踏まえながら、県政各般にわたる諸課題について、5項目16点について質問いたします。

まず、大項目1点目は、予算に関連し、効率的な行財政運営についてです。

今議会に上程されました令和8年度当初予算額と、令和7年度の一部を含む16か月予算ベースのいずれも過去最大規模の予算額になったとのことで、国においても2026年度一般会計予算が過去最大を更新しましたが、1998年以来28年ぶりに基礎的財政収支が黒字となっています。

ここで、本県の県税収入額を見ますと、令和元年度と直近の令和6年度決算比較で200億円以上増額となっています。そして、このたびの令和7年度2月補正の追加提案で県税が138億円増額となっており、これに合わせて、財政調整基金から一般会計への繰入れを6億2,465万円減額するとともに20億円を積み立て、県債管理基金にも70億円を積み立てるなど、税収の上振れにより各基金が積増しされています。

この中で、新年度当初予算案で、元気とやま未来創造基金を廃止し、今年度2月補正の追加提案分10億円を含めて、計73億5千万円を公用施設総合管理基金に積み立てる予定です。

この件については、公用施設管理に伴い普通建設事業実施の際には地方債が発行可能で、当面の一般財源を抑制できるため、多額の基金を積む必要があるのか、また、そもそも目的を掲げ

て創設した元気とやま未来創造基金を廃止する必要があるのか、疑義が生じます。

そこで、元気とやま未来創造基金を廃止し、新たに公用施設総合管理基金を創設した理由を蔵堀副知事に伺います。

蔵堀副知事 本県では、総合庁舎、厚生センター、土木センター、農林振興センターといった公用施設の老朽化が進行いたしております。延床面積1,000平米を超える施設のうち、約半数が建設から50年以上経過しております。また、今後人口減少に伴います施設の需要、こういった役割を果たすかということについて、大きな変化も見込まれるところです。

一方で、公用施設の改修、整備の現状の1つには、国庫補助金や地方交付税措置のある地方債などの有利な財源の活用余地はありませんので、財政面からの課題が大きいということです。それからもう一つは、全部老朽化が進んでいますので、改修・整備のタイミングが重なってくることも想定されます。その場合に財政負担が短期的に集中して、ほかの事業の予算に回す財源が十分に確保できないおそれもあります。

こうしたことを踏まえまして、将来の財政負担を見据えまして、計画的な改修整備など、公用施設を中長期的に見て総合的に管理していく必要がございます。その財源を確保いたしますため、今回基金を創設することにいたしました。

なお、同様の基金ですけれども、全国の都道府県のうち36都府県は同様の基金を保有している現状です。

一方で、公用施設の建設費に対します起債の充当ですけれども、これは交付税措置のない起債を75%充当できますけれども、残り25%は起債を充てられないので、一般財源で手当するということになります。

それから、今後の改修整備を見据えた基金の想定規模ですけれども、仮にたくさんの施設をトータルでやっていくとして、

全体を約1,000億円と考えれば少なくとも250億円必要になります。なので、原資とできるまとまった財源が現状ではございませんでした。

そこで、元気とやま未来創造基金、この基金は主として県有地の売却や行政財産の貸付けなどにより捻出した財源をこれまで積み立ててまいりました。そうしたこともございまして、この財源を活用して持続可能な行政サービスの提供に必要な公用施設の改修整備に充てようということで、今回、公用施設総合管理基金を創設したいと考えております。

今後とも行政の変化を見極めつつ、さらなる財源確保に努めてまいりたいと考えております。

横田委員 状況はいろいろと理解いたしました。どれもこれもが重要な中で、これからは人口の減少や1,000平米以上の建物のうち半数が50年を超えるということで、ストックマネジメントを最優先にという意思での、基金の廃止と創設と理解いたしました。

続きまして、前述の各基金につきまして、令和7年度2月補正の追加提案を含めると、令和8年度末における満期一括分を除く県債管理基金は341億5千万円、財政調整基金は44億5千万円の見込みです。

これまで県は、この両基金で標準財政規模の5%に相当する約150億円を確保の目安とする中で、基金は目的ごとに条例で定めていますので、災害対応など不測の事態に財源不足が生じないように備えるためには、財政調整基金残高の確保を図っていく必要があると考えますが、蔵堀副知事に所見を伺います。

蔵堀副知事 財政調整基金は、県財政の長期的に健全な運営を行うために設置しているものです。

これまで、迅速に対応すべき財政需要などに機動的に対応してまいりました。今年度も、能登半島地震からの復旧・復興の

加速化に向けた宅地液状化防止対策加速化支援基金の造成などに、財政調整基金を取り崩して充てたところです。

この結果、残高見込みは約18億円と、今年度当初時点の規模から約半分になる見込みでしたけれども、その後、事業の執行状況や税収の見込みを精査いたしましたところ、財源確保のめどが立ちましたので、当初予定しておりました財政調整基金からの取崩しを取り止めることといたしました。

また、宅地液状化防止対策加速化支援基金の造成に充てました15億円分を回復して、さらに5億円を上積みすることができたところです。

御指摘のとおり、今後大きな災害、あるいは大雪など災害の頻発化、激甚化による不測の事態が生じることも考えられます。そうした際にちゅうちょなく迅速に施策を行うためには、財政調整基金の残高を確保しておくことは大変重要だと考えております。今後も税収や予算執行状況を踏まえまして、可能であればさらに積増しを進めていきたいと考えております。

ただ一方で、富山県の財政状況を見ますと、実質公債費比率は全国で40位とかなり低い、あまりよくないほうです。それから将来負担比率、将来の財政的な負担を考えますと、これも全国37位で、全国的には下位の水準にあり、健全な財政運営を進めます観点からは、税収減などの不測の事態により財源不足が生じた場合でも確実に県債を償還できるように、県債管理基金の残高も十分確保しておく必要があると考えております。

今後も持続可能な県政運営のために、税収や交付税等の財源の状況、それから財政調整基金、県債管理基金の活用状況なども見極めながら、可能な限り基金残高を確保し、積増しにも努めてまいりたいと考えております。

横田委員 県の新年度当初予算案発表資料のうち、平成14年度と令和8年度末見込みの基金残高を見ると、県債管理基金が約

197億円から523億円に増額。これは満期一括分を含みますが、326億円増加をしております。財政調整基金は約28億円から約18億円と10億円減少です。

なお、これに2月補正の追加提案分を含めると、県債管理基金は、増額幅がより拡大し、財政調整基金は増加に転じますが十数億円程度であります。私はここに着目をして昨年度に続いて質問したわけですが、財政調整基金を含めまして基金を有効なものとはできないか考えました。

そこで、本項最後に各基金が増額していることを受けて質問です。

地方自治法では、基金は確実かつ効率的に運用しなければならないと定められており、効率的な行財政運営に向けて他の自治体を調べたところ、県や市で個別に管理していた基金の一括運用や基金の長期・超長期債券の運用を行うなどで収益向上を図る事例があります。

新年度当初予算案では、財産運用収入の利子及び配当金が、前年度3億2,904万4,000円に対し、新年度7億7,008万4,000円の約2.34倍に伸びており、基金残高の増加と金利上昇が進んでいることから、今後も基金の運用益が見込めます。

以上を踏まえ、基金の有効活用を図るため、より積極的な運用を進めてはどうかと考えますが、波能会計管理者に所見を伺います。

波能会計管理者 本県の資金運用につきましては、資金運用基準にのっとり、安全、確実、効率的な公金の管理を図っております。

このうち基金の運用につきましては、期間1年以内の短期運用は定期預金等により、長期の運用は国債等の債券により元利の支払いが確実なものを償還期限まで保有することを原則として運用しております。

昨今の政策金利の引上げに伴う債権利回りの上昇を踏まえまして、資金のより効率的な運用を図るため、本年度は資金運用基準を見直しいたしました。

国債等と同等の信用力を持ち、二、三年の運用期間のものも多く、比較的利回りも高い財投機関債やそれに準ずる債権を運用対象とする改正を行い、運用対象の多様化を図ったところでございます。

その結果、令和7年度の債権購入見込額は約106億円と、昨年度より約40億円増加し、また、期間1年以内の短期運用も積極的に行ったことから、昨年度を大きく上回る利子及び配当金を見込んでいるところでございます。

委員から御紹介のありました基金の一括管理につきましては、基金全体で運用するため、運用効率が高まる傾向があると聞いております。

本県ではこれまで、短期運用におきましては、複数の基金をまとめて定期預金とし、効率的な運用に努めてまいりましたが、一方で、基金の一括管理による債券運用の導入につきましては、運用額が大きく運用期間が長期となることから、各基金の資金状況の精査等が必要であり、今後、他県の事例等も踏まえて研究してまいりたいと考えております。

基金の運用につきましては、今後とも安全、確実、効率的を基本とした上で、金利等の動向を注視しつつ、より効果的な運用に努めてまいります。

横田委員 確実かつ効率的に運用と地方自治法でも定められております。そういった中で、いろいろな手法をいろいろと研究していただければよいと思います。

続きまして、この冬に生じた課題や新年度当初予算事業を基に、災害に強いまちづくりについて4点伺います。

まず雪に関し、本年1月には県内に強い寒気が流れ込んだこ

とで、平野部を含む広い範囲で積雪が急増し、人的被害や交通機関の運休、国道8号等の予防的通行止めが生じるなどしました。

このような中で、地元高岡市の複数の小学校区から、県道の歩道除雪について対応を求める声が寄せられました。

当然ながら、除雪費、機械、人員には限りがあり、降雪時に県全域で車道と歩道の両方同時に対応できかねる状況と認識していますし、昔は今よりも道路状況が悪い中を長靴等で歩いており、どこまで対応するかの判断があると存じます。

これらを踏まえ、降雪時の通学路をはじめとした歩道除雪について、どのような方針で取り組んでいるのか、金谷土木部長にお伺いします。

金谷土木部長 歩道の除雪は、子供や高齢者など歩行者の安全を確保する上で重要であります。

今年度は、県が管理する歩道、延長で約1,670キロの7割に相当する約1,120キロで実施をしております。歩道の除雪機械は車道用のものに比べスピードが遅いことや、車道とは別に除雪オペレーターや除雪機械を確保する必要性がありまして、御紹介いただきましたが、通勤通学時間帯までに全ての歩道を除雪することは困難であります。このため、区間ごとに出動のランクを設け、歩行者の多い通学路や駅周辺など約280キロを優先して早朝除雪を行う計画としております。

また、担い手不足が課題となる中、自宅前の歩道除雪を呼びかけてきましたほか、県民の皆様と協働する、地域ぐるみ除排雪にも取り組んでおります。具体的には、スコップを交差点やバス停など県内159の箇所を設置しまして、除雪車が走った後にどうしても残る雪だまり、こういったものの雪かきを促す雪と汗のひとかき運動や、除雪機械を貸し出しまして地元のボランティアで行う歩道除雪を進めております。今年度は50の団体、

延長約44キロの区間で御協力を頂いております。

新年度も、歩道除雪機を町内会などに無償で貸し出す予定としておりますので、積極的な応募をお願いするものでございます。引き続き、除雪企業や県民の皆様の御協力を得て通学路をはじめとする歩道除雪に取り組んでまいります。

横田委員 無償で町内に貸し出すということで、県民の皆さんへの理解や御協力をしっかりと私も得ていきたいと思っております。

続いて地震関連です。

新年度当初予算案では、住家の被害認定調査市町村支援事業を実施し、災害発生時の住家の被害認定調査等を迅速かつ適切に実施できるよう、県及び市町村職員向けの研修会を開催予定です。

この被害認定に関し、令和6年能登半島地震で液状化等の地盤被害による被害が生じた際、国の災害に係る住家の被害認定基準運用指針によりますと、住家の地盤が均等に沈下した場合に、上下水道管の損傷等、住民生活等に大きな被害が生じるにもかかわらず、救済する判定がなされない問題が明らかとなりました。

これは、国の指針が、傾斜による判定と住家の潜り込みによる判定で全壊、半壊等に区分することとなっており、傾きを伴わない住家の潜り込みや、住家と周囲の地盤が一緒に潜り込んだ事例があったことによるものです。

なお、地震時は地盤と一緒に住家被害も生じますので、これらの事例が多いとは言えませんが、制度に漏れがないように、本設問の冒頭に述べた県事業の実施と併せて、災害に係る住家の被害認定基準運用指針の見直しに向け、国との協議を進めるべきと考えますが、新田知事の所見を伺います。

新田知事 災害に係る住家の被害認定基準運用指針は被害認定調

査に係る手法の統一化を図る観点から国が策定しています。

東日本大震災を踏まえ、地盤の液状化などにより損傷した住家の被害認定方法について、傾斜や住家の基礎等の地盤面下への潜り込みによる判定が追加されたところですが、このように随時見直しは実施されています。

御指摘のように、能登半島地震では、住家の基礎等などの地盤面下への潜り込みや、また傾斜が生じていない地盤の均等沈下について、被害程度の判定が大きくなりにくい事案が発生して、国に対して本県の現状について説明を行ってまいりました。

国においては、昨年度令和6年能登半島地震において指摘された課題について検討会を設置して議論が進められ、令和7年3月には検討会における議論の経過と対応の方向性が報告書としてまとめられました。この報告書では、液状化被害を受けた住家の判定基準の見直しにも言及はされていたが、今年度の指針の改定には特段盛り込まれなかったわけです。

これを踏まえて、県として引き続き国の動向に注視するとともに、被災市の状況を踏まえて国に対し強く働きかけ続けてまいります。

なお、災害発生時は、住家の被害認定を迅速かつ適切に実施することが重要です。1月には県内全市町村と災害時の相互応援協定を締結したほか、新年度予算案では、当該調査に係る県及び市町村職員向けの実践的な研修会の実施に係る予算も計上したところです。

住家被害認定調査の体制整備にも努めていきたいと考えます。

横田委員 今回、修正に盛り込まれなかったことは残念でありますけれども、住民の皆さんがしっかりとした支援が受けられるように取り組んでいただければと思っております。

続いて、災害備蓄関連について、これまでの議会質問を踏まえ質問します。

新年度当初予算で示された災害時物流拠点整備事業で、国の分散備蓄拠点の維持には、県答弁のとおり、令和9年度以降は年間900万円程度を要しますが、拠点施設は自治体自らの無償提供を基本としており、本県に誘致するために県有施設や廃校を含む市町村所管施設も検討したとのことでした。

ただ、県の施設と兼ねることで保管料及び管理料等の維持管理費が軽減されますので、これから整備改修を行う県有施設の活用や、そもそもこれが国の事業であることを踏まえまして、先行自治体と連携して国への負担の働きかけを検討してはどうかと考えますが、新田知事の所見を伺います。

新田知事 国の分散備蓄拠点施設は、自治体が国の条件に見合う施設を無償提供することが基本になっていまして、ほかの設置5自治体もこれを理解の上、受け入れたと理解しています。

また、国からは、災害リスクが低い立地や交通アクセスのよさ、また一定規模のスペースの確保、そして大型トラックの直接乗り入れやフォークリフトでの荷下ろし可能といったオペレーション体制の確保などの条件もあります。

富山県では、誘致のため、県有施設を無償提供する3つの自治体と同様に、防災拠点施設の倉庫を検討しましたが、現状では、一定規模のスペースを確保するのは困難でした。

また、他の県有施設では、機能面、運用面に課題もあり、災害対応検証による改善の5本柱を立てておりますが、そのうちのひとつ、官民連携の視点で検討したところ、先日決定された民間倉庫での決定を受け入れたところです。

まずは、県民の安全・安心の確保のために、この民間倉庫を分散備蓄拠点として運用を開始するということが大切だと考えています。その上で、今後の運用実績を検証していくとともに、県有施設、民間活用の双方の設置自治体の状況もお聞きし、維持管理費などのコスト面や運用面からのメリット、デメリット

を比較しながら、将来的には県有施設の活用の可否について整理、研究していきたいと考えております。

夏頃には、国と備蓄保管の協定締結の予定であり、他の設置自治体の御意見も伺い、メリットを十分に享受できるように国に強く働きかけるとともに、投資に見合うメリットが得られるよう、国との訓練や研修などを通じて本県の災害対応力の向上を図ってまいります。

横田委員 他の県より、比較的優位性があるが、完全に優位ではないということで、まだまだこれから整備が必要だということもあります。さらには、整理、研究という答弁もありました。これから整備される中で、そういったことも念頭に、県有施設の改修あるいは新築の際に検討していただきたいと思っております。

続いて、備蓄に関してもう1点。

国が備蓄品を整備する際の輸送に係るコスト及び二酸化炭素の排出削減、さらには本県の産業振興を図るため、備蓄予定物資の段ボールベッドやパーティションなどの県内調達を国に求めたらどうかと考えます。

また、北陸地域としての備蓄ですので、各地域から備蓄拠点へのアクセス道路等の環境整備にかかる費用拠出等の支援も国に求めるなど、本県が費用負担等だけに終わらせないための努力が必要です。

そこで、夏頃に予定している国との備蓄保管の協定締結に向けて、備蓄予定物資の県内調達や備蓄拠点へのアクセス道路等の環境整備への支援を国に求めてはと考えますが、中林危機管理局長の所見を伺います。

中林危機管理局長 国の備蓄予定物資の県内調達については、国が主体となって調達を行うものであり、内閣府に調達方法について確認しましたところ、令和8年度の公示に係る要件はこれ

から定められるとのことですが、段ボールベッドや簡易ベッド、入浴資機材などの調達する備蓄物資ごとに発注予定とのことでした。

この場合、調達に際し、より公平、透明な手続きが求められる、W T O の政府調達に関する協定の適用を受ける特定調達も想定されるとのことでした。

富山県内の業者の参入については、内閣府の競争参加資格で一定の格付がなされた者であれば入札に参加できますので、輸送コストや二酸化炭素の排出削減、また本県の産業振興の観点からも、ぜひ県内業者にも参加いただければと思っております。

また、備蓄拠点へのアクセス道路等の整備への支援につきましては、そもそも本県が、北陸3県に加え、新潟県まで日本海側をカバーできる交通結節点に位置し、高速道路や国道等の幹線道路の整備状況、さらには市街地に近い空港など、交通インフラに優位性があることが評価され選定されたものと認識しております。

こうした点から、費用負担等だけに終わらせない努力はしますが、備蓄拠点へのアクセス道路等の環境整備の支援を国に求めることは、現時点では難しいと考えております。

まずは、国や関係機関と連携しながら、災害時における分散備蓄拠点を円滑に対応してまいりたいと考えております。

横田委員 先行自治体と連携して、言うべき、あるいは言うだけは言ってみるというものもあると思いますし、特定調達があり得るということで、備蓄の県内調達についても、協定に向けてしっかり取り組んでいただきたい。もともと国から無償と言われたということですが、これは国の事業ということからスタートしていますので、その辺はしっかり交渉なりお願いなりされるようお願いいたしまして、次の質問に入りたいと思います。

次に、昨今の教育課題を踏まえた教育の充実について3点伺

います。

まず1点目は、児童への校外学習機会についてです。

この件について、例えば高岡市の小学校では、立山登山の実施がなくなり、スキー学習も令和7年度は21校中8校となり、そのうち3校が令和8年度に廃止の意向と聞いています。

その理由として、児童の体力低下とともに、登山道の荒廃で危険性が高まってきたことや、スキーは教員側を含めて指導者の確保が難しく、実施が天候に左右される中で、中止時の高額なバス借上料への対応の問題など、様々な声が聞かれます。

ただ、このまま様々な事業を変更や中止すると、子供たちの心身の成長や、郷土に対するよき思い出や愛着心の醸成が失われかねませんが、一方で、教員の負担軽減を図らねば、教員の成り手不足が深刻化します。

このような中で、部活動の地域展開等、教員の働き方改革の進展を踏まえれば、スキー連盟や児童クラブが行うスキー教室等、地域との連携により、児童の教育機会を確保することが考えられます。

そこで、学校の教育課程における校外学習機会が減少傾向にあることの受け止めと、今後の対応方針を広島教育長に伺います。

広島教育長 県内多くの小学校で、各学校の判断で実施してこられました立山登山やスキー学習は、本県ならではの自然体験ができる学校行事として位置づけられてきたものです。

しかしながら、コロナ禍をきっかけに、それ以降、各学校において必修ではない学校行事の在り方を見直す動きが表れております。

そうした中で、自分が住んでいる地域に目を向けて、地域の一員として自覚を高めるために、ものづくりや地域課題の解決に取り組むなど、ふるさと学習に時間をかける学校が増えてき

ていると受け止めているところです。

こうした中で、文部科学省からも授業時数の多さが児童の負担過重にならないよう、時数の適正化が求められており、これに加えまして、活動に要する保護者の経済的負担や、教員の負担もあって、校外学習を実施する上で課題となっているのが現状だと思っております。

一方、学校によっては、委員からのごさいましたが、学校行事の教育的効果、また安全性等の確保といった観点から、山岳ガイドやスキー連盟の指導者の協力を得ながら、安全に立山登山やスキー学習を実施している学校もあります。

私ども県教育委員会としては、各学校が地域の人的、物的資源を有効に活用した教育活動の展開の仕方をそれぞれに工夫されて、子供たちが様々な体験活動ができるよう、市町村教育委員会と連携して、その機会の確保に努めていきたいと思っております。

横田委員 ぜひいろいろな団体と協力、連携して取組を進めていただきたいと思っております。

続きまして、今ほど触れました教員の人材確保についてです。

この点に関して、本県では、公立学校教員の人員構成が50代後半に多く分布するなど偏りがあることや、教員の志望者が減少傾向にあること、臨任・非常勤講師の成り手不足も顕著で、若手教員の離職も近年増加傾向にあるなど、様々な課題があると存じます。

このような中、先週6日の北日本新聞及び富山新聞の一面に、全国の公立小中高校と特別支援学校が2025年度の始業日時点に、計4,317人の教員を当初計画どおりに配置できなかったこと。また、本県の2025年5月1日時点の不足数は、小学校8人、中学校6人、特別支援学校1人の計15人で、慢性的な教員不足に陥っていると報じられました。

県では、教育人材の確保に向けて様々な取組を進め、令和7年度からは大学への訪問等の魅力PR、冬選考検査の追加による多様な人材の確保、外部人材の活用など、様々な取組を行っていますが、これまでの取組による成果や課題をどう認識し、今後どのような方針で取り組んでいくのか、広島教育長に伺います。

広島教育長 県教育委員会では、これまで教員採用検査におけます大学3年次受検など受検対象の拡大や、動画などを活用しました教職の魅力発信、学校における働き方改革など、多方面で人材確保につながる取組をしてきているところです。

昨年12月には、教員免許を保有するものの教壇に立ったことがない方——いわゆるペーパーティーチャーという方々を対象とした講習会を新たに開催しまして、参加者は19名おられて、11名の方に新年度から講師として来ていただく予定となったところでございます。また、UIJターンを希望する現職教員を対象とした冬選考というものも実施し、6名の方が合格されるなど一定の成果が出ているところでございます。

一方で、特に理系学部など教育学部以外の学部からの教員志望者の減少に伴う専門教科の教員不足や、年度途中で臨時的任用講師の確保が困難になるといった課題がございます。このため、来年度におきましては、熱意ある教員志望者や講師を確保するため、「とやまの教職魅力化・働き方改革一体プロジェクト」事業として、働き方改革の推進によります現職教員のウェルビーイングの向上、中学生、高校生をはじめとする新たな層に向けた将来の教員志望の裾野拡大といったいろいろな取組もしてみたいと思っております。

具体的には、地域人材の活用や校務DX化による多忙化解消の一層の推進、ペーパーティーチャーや副業を検討しておられる方などに向けた講習会の実施や、講師の登録のオンライン化、

高校生・大学生が小中学生に勉強や探究活動を支援するワークショップの開催など、中長期的な視点を踏まえた教職の魅力発信を進めたいと思っております。

県採用検査のさらなる見直しも進めながら、人材の確保に努めてまいります。

横田委員 様々な実績があり、さらには新年度からも新たな取組があるということで、引き続き一緒に頑張っていきたいと思っております。

続きまして、会派の勉強会を踏まえまして、児童生徒の暴力行為についてです。

先月、略称富山県こどもまんなか条例案について、同条例制定に関する有識者会議の村上座長を招いた勉強会の中で、学校での暴力行為の増加が取り上げられました。

先生によれば、スマホの普及などで、すぐに答えや結果を求める傾向が強まっていること、コミュニケーション力や相手を思いやる心は時間をかけて育てる必要があり、社会のスピードに発達を追いついていないなどと話されていきました。

一方、同じく2月、子供のネット依存等の勉強会があり、ネット・ゲームは依存物であり、依存し過ぎた場合には、それがないとイライラや不安な状態に陥ることや、毎日ネットを利用すると脳が成長しないことなどを学びました。

もともと、子供は理性や我慢などのブレーキ役を果たす前頭葉が未発達な上に、テレビ、ゲーム、スマホ等の利用時間であるスクリーンタイムが長い子供ほど前頭葉などの脳が成長せず、PCは我慢が不要で衝動性が強まることもあって、我慢ができず、キレて暴力行為を引き起こすことが考えられます。

ここで、令和7年10月の県の発表を見ると、小中学校と高校を合わせた児童生徒の暴力行為件数が、令和2年の769件から令和6年に1,865件と、直近5年間で約2.43倍に大きく増加し

ましたが、県が考える要因と今後の対応方針を広島教育長に伺います。

広島教育長 今ほど御指摘いただきましたとおり、令和6年度における本県の暴力行為の件数でございますが、小学校から高等学校まで1,865件と、5年前に比べ2.43倍、また1,000人当たりの発生件数も全校種で全国平均を上回っている状況です。

この増加につきまして、1つには、よい見方もあろうかと思いますが、学校現場での児童生徒の様子をより精緻に見取っているようになったことで、これまで以上に軽微な行為も把握できたというところがあるのではないかと考えています。また学校からは、例えば小学校において同一の児童が自分の感情をコントロールできず、複数回の暴力行為に及ぶケースが増えたという報告も頂いているところです。

こうした状況を踏まえまして、県教育委員会といたしましては、1つには、幼児期を含め普段の教育活動を通しまして、子供の判断力や感情コントロールする力の育成を図ることが大切であろうと思っています。

それに加えまして、新年度からは、SOSの出し方に関する教育も推進して、児童生徒が悩みや苦痛などを感じた際に教員など身近な大人に援助を求めやすい環境づくりにも取り組みたいと思っております。

また、この暴力行為がありました際には、初期段階から組織的に対応できますよう、「いじめ対応ハンドブック」「SOSの見つけ方・受け止め方事例集」などを活用した、教職員向けの研修等も充実したいと考えています。引き続きスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、外部の専門家の力も積極的に活用しながら、暴力行為の未然防止、早期発見、適切な対応など、安全・安心な学校づくりに努めてまいります。

横田委員 様々な要因がありますが、その一因であるタブレット

を、かくいう私も使って質問をしておりますが、勉強会で言われたのは、幼いときのSNS、ネット、ゲームの長時間利用の問題、さらにはペーパーと電子では、ペーパーのほうが記憶定着がよいし、また、難しい問題だったり抽象的な概念を含むものの方がより記憶の定着がいいということで、ネットやデジタルに依存し過ぎることはどうか、しっかり研究しながら、よりよい子供の教育を一緒につくっていければよいと思っております。これについてはもう少し議論をしていきたいと思っております。

次に、令和7年度2月補正の追加提案で県立中央病院への一般会計からの繰り出しや、新年度当初予算案の医療的ケア児関連事業の新設を踏まえ、医療福祉の充実確保について4点伺います。

2月補正予算の追加提案には、病院事業債の償還に要する経費等を事業内容として、一般会計から病院事業会計へ繰り出す予定ですが、償還経費の全額を繰り出すことは、国が示す繰出基準に当てはまらない中で、基準外繰り出しを行う理由をどのように整理しているのか疑義が生じるところです。

最終的に、今年度の県立中央病院への繰り出しが、当該補正を含めて49億8,220万9,000円となりますが、国の繰出基準との整理について、有賀厚生部長にお伺いいたします。

有賀厚生部長 公立病院は、地方公営企業法に基づき独立採算制が原則とされておりますが、救急医療など経営に伴う収入のみでは、客観的に運営が困難と認められる経費等については、一般会計が負担するものとされております。

こうした経費負担の対象と額に関する基本的な考え方として、繰出基準が国において毎年定められており、各自治体に対して病院の実態に即して運営するように求めているものであります。

こうした中、近年の物価や人件費の急激な高騰を背景に、全

国の同規模の公立病院における繰出額も大きく上昇している状況でございます。

その具体的な内容として、人事委員会勧告に伴う職員人件費の上昇分を繰り出す事例や、病院が負担する控除対象外消費税分を繰り出す事例など、各自治体では病院の実態に配慮しながら繰り出しの運用を行っているところでございます。

御質問の特に病院事業債の償還支援ですが、中央病院への経営支援の一環として、高利率なものを中心に繰上償還が可能となるように行うものであります。国が示す繰出基準には定められていないものの、現行の診療報酬が現在の物価の高騰等に対応できていない中、長期の利息負担がさらなる収支の悪化を招くことのないよう、その負担を軽減し、病院の中長期的な経営改善に資するということから、今回特別に繰り出すこととしたものであり、経営健全化や医療提供体制の維持ということで必要な措置と考えておりますが、この取組は病院事業債を含む県債残高の縮減により、県全体としての将来負担の軽減にも資するものであると認識しております。

横田委員 例として、繰上償還の事例を出しましたが、県の財政全体として軽減されるということで、いろいろな取組で経営改善を図っていただきたいと思っております。

続きまして、公立病院以外の公的病院については、経営状況が悪化した場合は、給与及び賞与削減が行われることとなります。自治体であれば一般会計からの繰り出しということでしょうけれども、それが一因で看護師等の退職にもつながり、ひいては本県の医療提供体制の維持確保を難しくさせます。

具体的には言及しませんが、公立病院以外の公的病院は県民の健康と命を守りながら、厳しい経営状況に置かれています。

一方、2024年度の県内公立13病院全て赤字決算となりました

が、前問で取り上げたとおり、一般会計からの繰り出しなどでその対応が考えられます。

以上を踏まえまして、本県の医療提供体制の維持確保に向けて、県内の公立病院以外の公的病院の経営状況をどう考え、県としてどのような方針で対応していくのか、有賀厚生部長にお伺いします。

有賀厚生部長 本県の11の公的病院は、各地域の中核として、がん、脳卒中、心疾患などの専門的な医療のほか、救急、災害、感染症、周産期、小児医療など民間では運営が困難な政策医療を提供しております。

県は、救命救急センターや感染症指定医療機関、周産期母子医療センター等の運営費や施設設備整備に対して補助をしております。また、地元の市町村においては、各管内で救急医療等を担う病院に対して支援が行われている。

こうした中、昨年度県内全ての公立病院が赤字となり、公立病院以外の公的病院も同様に厳しい経営状態が続いているとお聞きしております。

このため県では、国の経済対策に対応し、今年度も光熱費等の高騰分への補助は11病院全てに、また賃上げ等に対する補助は9病院に行っており、残り2病院にも今後対応することとしております。

病床数適正化支援事業については、公立病院以外の4つの公的病院や6つの民間医療機関に優先して補助金を交付しております。

さらに、本定例会2月補正先議で議決いただいておりますけれども、救命救急センターを設置する厚生連高岡病院への補助を行うなど、特に重要な政策医療の継続にも配慮しております。

県としては、医療機関の経営悪化に伴い、各地域で必要な医療の提供に支障を来すことがないように、今後も全国知事会と

も連携して国への働きかけを行うほか、地域を挙げて医療機関の役割分担と連携を進め、地域医療介護総合確保基金等も活用し、より効率的な医療提供体制の再構築に取り組んでまいります。

横田委員 おとといの委員会で、地域医療構想の見直しの話もありましたし、いろいろな形でしっかりと公立、公的両病院の経営維持・確保ということでお願いしたいと思います。

次に、後半の2問は、先月19日の厚生環境委員会参考人招致についてです。

当日、医療的ケア児等とその家族の代表の方から、在宅では休息にならず、レスパイト本来の目的を果たすためには、2晩以上の連続した親子分離が必要との御意見をお聞きしました。

また、新年度に県は、医療機関への医療的ケア児レスパイトの受入れ支援を行う予定ですが、先月に医療的ケア児等の関係者が高岡市に要望した理由については、途中のたん吸引などで移動の負担が大きく、預ける時間が短くなることでレスパイトの目的が果たせていないためです。そして、リハビリや通学が確保されている富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの代わりになるものではないとの声がありました。

このような中で、新年度当初予算案に、医療的ケア児在宅レスパイトモデル事業や医療的ケア児レスパイト受入れ支援事業を新設しましたが、利用者側の意向をどのように反映し、どの程度利用を見通しているのか、有賀厚生部長に伺います。

有賀厚生部長 県では新年度より、日中の在宅でのレスパイトが可能となるよう、訪問看護の利用時間に加え、最大2時間30分を県で支援することとしており、まずは、身近な地域でのレスパイト体制の確保に取り組んでいくこととしております。

本事業については、当事者団体からの要望や訪問看護ステーションへの調査を踏まえまして、1人当たり年間25時間程度の

利用を想定しております。また、モデル事業であることから、事業実施においては利用者の御意見なども伺いながら、必要量や実施体制などを検証してまいります。

また、さきに御紹介いたしましたものですが、必要な短期入所、入院の体制整備のために、新年度より医療的ケア児レスパイト受入れ支援事業により、特に多くのレスパイトを受け入れている医療機関に対して、受入れに必要な経費を支援して、受入れ体制の安定的な確保を図ることとしております。

加えて、身近な地域で受入れる医療機関が増えれば、利用日や利用日数等について、より家族の希望に沿ったレスパイト入院が可能となるとともに、遠方まで送迎する労力や時間が不要となり、家族の負担軽減につながるものと考えております。

こうしたことから、国の補助制度を活用して、受入れ体制の整備を行う医療機関を対象に、必要な病床や看護師等の確保に対する支援を行い、受入れを行う医療機関の増加を図っております。

今後は、ニーズ調査や、協議の場での議論も踏まえながら、小児保健医療アドバイザーも新たに委嘱しますので、そうした方々とも協議しながら、医療的ケア児やその家族等が身近な地域で安心してサービスが受けられる体制の整備、一気には難しいのですが、しっかり進めていきたいと思っております。

横田委員 今ほどの問いに続きまして、医療的ケア児等についてです。

県では、先週6日に富山県医療的ケア児支援ニーズ調査検討会を開催し、今後ニーズ調査を行う予定ですが、実施に際しては、宮城県のような医療的ケア児等の実施把握やニーズ調査を行うなど、他の自治体の取組を参考とし、現状を改善するための取組が必要と考えます。

医療的ケア児等とその家族からも、先に事業の新設や予算を

決めて進めるなどしていますが、順序が逆ではないかとの指摘が厚生環境委員会参考人招致でなされています。

これらを踏まえ、県リハビリテーション病院・こども支援センターのこども棟の役割を利用者のニーズに合わせるため、今後どのように取り組んでいくのか、新田知事に伺います。

新田知事 富山県リハビリテーション病院・こども支援センターを既にご利用している方のニーズについては、利用者に対する満足度調査、あるいは御意見箱のほか、日頃の業務遂行も通じて様々な意見の把握に努めてまいりました。

また、利用者ニーズのマッチングをより円滑にするために、5月末には、こども棟の短期入所等の利用状況について、当病院のホームページで公開できるように今準備を鋭意進めております。

これまで市町村を通じて医療的ケア児などの実数を把握してまいりましたものの、小児科医の皆様や重症心身障害児及び医療的ケア児の御家族から、潜在ニーズを把握した上で、本県における支援体制の充実を検討すべきという御要望を昨年いただきました。その内容を重く受け止めまして、潜在ニーズの調査や協議の場での検討を行った上で、改めて県全体の支援体制の中での当病院のこども棟の役割について議論していくべきと考えています。

潜在ニーズの調査については、その要望を頂いた際にもいらっしやった小児科医の皆さんと共に、実施方法の検討や関係機関との調整を進めているところです。

また、先日もNICUを担当する小児科医の皆さんによる調査項目の検討会も開催しました。今後、可能な限り早期に調査を実施し、医療的ケア児に関するニーズの把握に努めてまいりたいと思います。

後先がどうかという話もあったと理解しておりますが、役所

なので、ある程度見積もった予算は立てておくということは御理解を頂きたいと思います。

引き続き、富山県医療的ケア児等支援センターと連携をして、御家族などの御意見を把握することに努めるとともに、ニーズ調査や協議の場での検討を踏まえて、ほかの自治体の取組も参考にしながら、まずは県全体での支援体制を検討し、同病院がどのような役割を担うべきか検討してまいります。

横田委員 いろいろなそれぞれの状況があると見ています。県の当局から説明を受けたときは、当初7割ぐらいたったこども棟の利用について、令和6年で7割が5割、令和7年度の4、5、6月四半期で30%台といった利用状況も出ていました。そういったところでの判断をされたということも理解しています。

利用が少ないからというところもあったでしょうし、実は潜在的なものがあったのだとか、対話をして、しっかり必要な医療や福祉の維持確保が図れるように努めていただければと思っています。

続きまして、富山空港が民間運営となり、新年度当初予算案に富山空港コンセッション運営事業費を計上しております。

このような中、同じく民間航空会社の取組ですが、ジェイキャスエアウェイズが運航開始予定であり、国内外からのアクセス性向上により、観光やビジネス等による来訪者の増加と拠点性向上による移住・定住者の増加の両面で、本県の振興につながるものと考えます。

なお、これは以前の同社の情報であるため、現在は異なる可能性があります。アジアの就航都市数は羽田が14に対し、関空が64と4.5倍と多く、地域の魅力発信と交流人口の増大等が期待されます。

そこで、本年秋の富山空港と関西空港を結ぶ新規路線の就航に向けて、県として広く周知すべきと考えますが、田中交通政

策局長の所見を伺います。

田中交通政策局長 ジェイキャスエアウェイズについては、令和6年度に同社をT－s－t－a－r－t－u－p企業に選定し、資金調達に向けた投資家へのPR方法等について、専門家による集中的な伴走支援を行っております。

また、令和6年11月には、同社との間で富山空港の路線拡充による観光振興や交流、関係人口の拡大及び起業家マインドの醸成に関する連携協定を締結しております。こうした取組と並行しまして、同社においては就航に向け準備が進められておりますが、昨年8月には就航予定時期を今年の春から秋に変更することを発表されております。

現在は、国の航空運送事業の許可を受けるため、国土交通省大阪航空局との間で調整を行っているところと伺っています。就航が実現すれば、富山空港の航空ネットワークの拡充が図られ、委員からも御指摘ありましたけれども、国内外からの富山へのアクセス性が向上し、来訪者の増加をはじめ移住・定住の増加などによる本県の振興にも資するものと受け止めております。

就航に向けた県としての周知については、お隣の新潟県を拠点とします地域航空会社であるトキエア株式会社において、令和6年1月末から運航を開始した先例がございます。こうしたこともありますので、新潟県での取組時期、内容等を踏まえ検討してまいります。

横田委員 トキエア株式会社の事例を参考にとということで、コンセッション方式で民間運営富山空港が始まりました。いろいろな方々と連携協力して、県の拠点性づくりその確立が富山県の飛躍にもつながっていくと思っております。しっかりと取組を進めていただければと思います。

続きまして、目下県政の重要課題であります富山地方鉄道に

ついてです。

本件に関しては、廃線危機にありました万葉線が先進事例となります。

当時、県、旧高岡市、旧新湊市で、万葉線経営改善計画調査を実施し、経営改善策と経営見通しの提示や、初期投資に必要な資金6億円を県、沿線市、民間で負担することとし、市民の寄附を募集したことなど、地域住民と行政の連携による存続に向けた活動で再生された事例に学ぶ点は多くあります。

国交省の資料では、万葉線再生の教訓等として、市民からの寄附金が1億円を超えるなど、市民レベルで支援する土壌ができていたことが再生への大きな力となり、第三セクターとして再生後も輸送実績増加につながっているとの評価があります。

これまで富山地方鉄道の問題に対し、自治体の関与の是非や度合い等が議論されてきましたが、利用者確保し、末永く経営を維持存続させるためには、地域住民が当事者であることを自覚し、マイレール意識を持って本案件に参画することが肝要です。逆に、地域住民の意識や関わりがなければ、結局は利用が乏しく、維持存続は短いものとなります。

以上を踏まえ、富山地方鉄道鉄道線の再構築に向け、県が主導しながらも、住民を巻き込みながら進める必要がありますが、田中交通政策局長の所見を伺います。

田中交通政策局長 持続可能で最適な地域交通サービスを実現していくためには、沿線地域自らが自分事として考え、自らの地域に対する参画により積極的に関わっていただくことが大切であると考えます。

万葉線について御紹介がありましたが、維持確保のため、従前から、高岡・射水市をはじめ、両市の市議会、商工会議所や自治会等で構成する万葉線対策協議会において、利用促進に取り組まれてきました。

この取組に加えまして、平成5年に個人や法人会員で構成する万葉線を愛する会が設立されまして、まさに地域住民を巻き込んだ取組が展開されております。こうした継続した取組は、地域交通戦略の参画の考えに沿うものと考えております。

富山地方鉄道の沿線においては、先日、立山線において「釜ヶ淵驛」をよくする会が駅の利用環境をよくしようと、20年にわたって活動されていることが報道されました。また黒部市内では、NPO法人黒部まちづくり協議会による、市内の富山地方鉄道鉄道線が乗り放題となる「くろワンきっぷ」の取組が行われており、今回新たに魚津市において、「うおワンきっぷ」の取組が黒部市と共に今週末の土曜日と日曜日に行われます。

魚津市長は黒部市と一緒に行動することで、鉄道への理解がより深まるのではないかとの発言が報道されております。このほか、滑川市や黒部市において市長と住民との意見交換会も開催されております。

県としましては、再構築に向けた検討においては県内の他路線の取組も参考にしつつ、議論を進めてまいります。

横田委員 万葉線が路面電車として全国初の第三セクターで運営され、平成14年の開業の初年度に100万人を回復しています。私が平成15年に高岡市の地域交通の担当になったときに100万人回復したということで、その年度の平成16年1月にアイトラムを導入して、その後、ドラえもん ترام等いろいろなことに取り組みました。万葉線を愛する会の事務局も私は担ってございまして、やはり住民を巻き込み、「私たちが乗って、しっかり支えないといけない」という意識をどうつくっていくかが大事だと思ひまして、この質問をした次第であります。また引き続き一緒に頑張っていきたいと思います。

井上副委員長 横田委員の質疑は以上で終了いたしました。